

令和6年度 横浜マイスター募集

横浜市では、平成8年度から、市民の生活・文化に寄与する優れた技能職者を「横浜マイスター」に選定しており、これまでに70名の横浜マイスターが誕生しています。

横浜マイスターは、技能職の振興のために、各技能職分野において後進の育成活動を行うほか、体験教室や講演などで手仕事・手作業の大切さや素晴らしさを社会に広く伝える活動を行っています。

このたび、次のとおり、令和6年度の横浜マイスター募集を行いますので、ご関心のある方は是非ご応募ください。

■対象職種

手作業又は工程の一部に手作業で制御する機械により、ものづくり又はサービスの提供を行い、技能の習得に長年にわたる研鑽と経験を要する職種

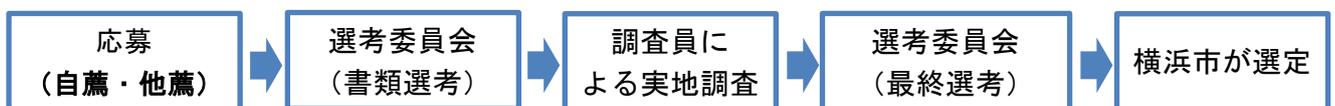
■応募の主な要件

- (1) 横浜市内に在住していること。
- (2) 当該職種で15年以上の実務経験を有すること。
- (3) 当該職種により生計を維持していること。
- (4) 継承を求められる貴重な技能を有すること。
- (5) 卓越した技能を有すること。

例えば、技能検定がある職種は1級又は単一等級、その他公的資格のある職種は技能検定1級、単一等級に準じる資格を有すること。国・県等の表彰の受賞やコンクールへの入賞の実績があるなど、高いレベルの技能職者として評価を得ていること。

- (6) 後進の育成に意欲を有し、技能伝承の能力に優れていること。
- (7) 業界の発展及び技能・技能職の普及・振興に意欲及び能力を有すること。
例えば、作業工程等が分かる程度まで技能・技法を一般に公開できること。
- (8) 横浜マイスターとして活動するのにふさわしい人格及び事業管理能力を備えていること。
- (9) 横浜市からの依頼に協力し、横浜マイスターとして5年以上の活動が見込まれること。

■マイスター選定までの流れ



■応募様式の配付

応募様式を配付いたしますので、以下担当までご連絡ください。お渡しする際に、横浜マイスター事業の趣旨のご説明と、応募様式の作成方法について個別に1時間程度ご説明いたします。応募様式には、選考対象者がお持ちの技能について詳しくご記入していただく項目があります。そのため、ご応募をお考えの推薦者のみならず、被推薦者(選考対象者)の方も是非お越しください。リモート会議の使用環境をお持ちの場合は、リモートでのご説明も可能です。

(1) 配付期間

令和6年4月19日(金)まで 平日9時~17時の間

期日間近はお申込みが増える可能性があります、また、応募様式の記入に時間がかかることが予想されるため、お早めにご連絡ください。

(2) 配付・説明場所

横浜市役所(中区本町6丁目50番地10)会議室

経済局雇用労働課技能班 横浜マイスター担当 電話番号：045-671-4098 メールアドレス： ke-ginou@city.yokohama.jp

■応募様式の提出期間

令和6年4月1日(月)~4月19日(金)

- ・メール送信の場合：最終日17時必着
- ・お持ち込みの場合：平日9時から17時まで

ご応募される方は、応募様式をメール又はお持ち込みでご提出ください。市で確認したのち、不備や不明点がある場合は別途指定の期限内にご修正をお願いいたします。

■参考

横浜マイスター事業のご紹介

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/ginou/meister.html>

今までに選定された方々をガイドブックや映像でご紹介しています。



お問合せ先		
経済局雇用労働課長	近堂 次郎	Tel 045-671-2303

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。